

土浦市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）への加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

2 法定外労災保険加入の要件化

本市においては、法定外労災保険の加入を要件としません。

3 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

登録できる業種は6業種までです。7業種以上の申請があった場合は、次の通り順位付けをして上位6業種までを登録します。

①完成工事高の上位順

②完成工事高が同じ業種は、総合評定値の上位順

③完成工事高、総合評定値がともに同じ業種は建設業法第2条第1項にかかる別表の記載順位格付を行うのは、土木一式、建築一式、舗装、水道の4業種に限ります。

また、格付及び入札参加条件となる完成工事高については2年間固定とします。

4 名簿の有効期間

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5 名簿の公表方法等

有資格者名簿につきましては、閲覧（土浦市管財課）及びインターネット（土浦市ホームページ）で公表します。郵送による登録結果の通知は行いません。

6 個別書類について

共通書類と共に、個別書類として以下の書類を各1部提出してください。

書類名	摘 要
個別書類チェック表	個別書類の表紙とすること。
営業所等の状況調書	土浦市内に営業所等がある場合に添付すること。 （土浦市内に本店がある場合は不要です。）

7 問い合わせ先

土浦市 総務部 管財課 契約検査係

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号

電話 029-826-1111 内線2226、2227、2377

E-mail : keiyaku@city.tsuchiura.lg.jp